

ブロック塀等耐震対策事業について

竜王町では、地震に対する安全性を向上するため、通学路や避難所までの経路等に面するブロック塀等の撤去および改修に対して補助を行います。

補助対象者

- ・竜王町にあるブロック塀等を所有する者（※個人、法人を問わない）

対象となるブロック塀等

- ・コンクリートブロック等組立塀および石、レンガ等を使用した組積造の塀
- ・通学路、避難所までの経路等に面し、道路面からの高さが60cm以上のもの
- ・地震災害時に倒壊のおそれがあるもの
- ・国、地方公共団体、その他公的機関の所有するものでないこと

☆補助内容

ブロック塀等を撤去する工事および軽量なフェンス等に改修する工事に要する費用の3分の2で、千円未満を切り捨てた額を補助します。

ただし、限度額は10万円です。

○ 撤去とは

ブロック塀等を全てまたは道路面からの高さが60cm以上の部分を取り除くことです。

○ 軽量なフェンス等とは

フェンス、板塀、生け垣等、ブロック塀と比較して軽量なものが該当します。

※工事着工後には申請できませんので、必ず着工前に申請して下さい。

詳しくは 建設計画課（0748-58-3716）へお問い合わせください。